## 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

柏市農業委員会会長 様

認印可。但し共有名義の場合で同性の場合は、印鑑を変えて下さい。

TO AMIGNO T		- 0- 0	灰	711 <del>13</del> 77/	11/圧	1141	<b>■</b>			
・個人の場合	]					۸ -		_	_	
柏 太郎						令和	]	年	月	F
・法人の場合							_			
○○○株式会社	譲受人 5	<b></b> 毛名	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$		(持分割	割合 2	:/3
代表取締役 柏 太郎								(持分割	割合 1	/3
	- - 譲渡人 E	壬名	$\wedge$	$\wedge$	$\wedge$	$\wedge$				

			H3	(I)X/	PVH		4 4			
下記によって転用のため農	矏地 (採草放牧地) σ	を殺りを設定	定・移転した	いので	、農地法質	第5条第1	項第6号の規定に	よって届け出ます。		
1. 当事者の氏名、住所	当事者の別 氏 名			住 所						
	₹ 5% 1	0 0	$\bigcirc$ (	C	柏市○町1丁目2番3号					
	譲受人					$\triangle \triangle$	マンション10	1		
住民票記載どおりに記入して下										
さい。(大字,マンション名等を 省略しないで下さい)	譲渡人	$\triangle$ $\triangle$	Δ Δ	$\triangle$		柏市	大字○字○○番	地		
2. 土地の所在, 地番,				地	目	工 往	正 士 类	# 1/- *		
地目及び面積並びに所有者及び耕作者の	土地の原	所 在	地 番	7% <del>=</del> =1 <del>////</del>	TH MH	面 積 (m²)	所 有 者 住 所 氏 名	耕 作 者   住 所 氏 名		
所有有及い耕作有の 氏名				登記簿	現況	(111)	E /// 17	上 /// 1		
全部事項証明書 (土地) ど	柏市大字〇〇字	:00	123番4	畑	畑	200	譲渡人に同じ	譲渡人に同じ		
おりに記入して下さい。						200 2				
	   柏市大字□□字	:	567番8	田		<b>500</b> ㎡ の内	同上	同上		
	101117/7-007		507 TE 0	Н	K	100 m <sup>2</sup>	H1 - T	H1 T		
						100 III				
	以下余白					現況が農地以外の場合は空欄				
	八									
	71 7 7	2 (		- 2		2		2)		
	計 30	0 m (	田 10	0 m	畑 2	$0 0 \text{ m}^2$	採草放牧地	m²)		
3. 権利を設定、移転しようとする契約の内	権利の種	水田	」の 設 転 の		利 の 転 の	67	<b></b> 毛利の存続期間	その他		
容	所有権・賃借相 使用貸借権	<b>を</b>	転・設定		受理通知	旧後	永久	売買・贈与等		
4. 転 用 計 画	転用の目	的住宅用	地。駐車場	·····································			い転用行為にあっ	ては		
	121 713 12 12					都市計画法第29条の該当号				
	転用の時		着工	時期	一一一一	文理通知行	<b>姜」,「令和 年</b>	月日」等		
			完 完 了	時 期	「受理	関通知後○	)ヶ月」,「令和	年 月 日」等		
	転用の目的に係る		施設の概要	木						
5. 転用することによって 作物、家畜等の被害の		被害	なし			$\bigwedge$				
11 20、 次田 中小区口。	対いが開びくと例女					1				
	受	理	通	i 🦱	 記載例					
	又	生	ATT.			• • • 鉄角	第コンクリート○階	建て、〇世帯、		
					床面積㎡			, •		
							₺○階建て○棟,延			
			柏	- F - F			l <mark>敷</mark> 、アスファルト ll敷、アスファルト			
			ТH				『劔、テベファルト Liして使用します?			
H 11		2. 26. 100 11	. = 1:							
農地法第5条第1項	算6号の規定に	こより提出	いあった	上記の	)届出書	は、令和	年	月 日到達		

農地法第5条第1項第6号の規定により提出のあった上記の届出書は、令和 年 月 日到達したので、届出書記載の通りこれを受理し、同日にその効力が生じたので、農地法施行令第10条第2項の規定により通知する。